

鎌倉市告示第 305 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 4 年（2022 年）3 月 1 日

鎌倉市長 松尾 崇



1 都市計画の種類

鎌倉都市計画土地区画整理事業の決定（村岡・深沢地区土地区画整理事業）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

鎌倉市上町屋字山ノ根、寺分字堅畑、字川向、字陣出、字上陣出、字木ノ下及び字藤塚、梶原字内耕地、字外耕地、字古川、字八町面及び字宮里、梶原一丁目並びに常盤字下耕地地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 縦覧場所

鎌倉市 まちづくり計画部 都市計画課